

Title	財務報告とサステナビリティ情報開示における重要性 (マテリアリティ) の役割と課題
Sub Title	The role and challenges of materiality in financial reporting and sustainability disclosures
Author	浅野, 敬志(Asano, Takashi)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2024
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.67, No.5 (2024. 12) ,p.167- 179
JaLC DOI	
Abstract	本稿では，財務報告とサステナビリティ情報開示における「重要性」の概念と判断プロセスを整理し，その役割と課題を分析している。日本の企業会計では，「重要性の原則」が主に会計処理や表示の簡略化に活用されているが，国際的な財務報告では，「重要性」が「レリバンス」の一側面として，「重要性がある情報」を判断する基準として機能している。また，IFRS S1号は財務報告と同様の「重要性」の判断プロセスを求めているが，これまで適用されていなかったこともあり，現状の実務では企業ごとに「重要性」評価が異なり，プロセスが複雑化している。この問題に対処するためには，より精緻な評価プロセスが必要であり，IFRS S1号および日本のサステナビリティ開示基準（案）が今後，重要な役割を果たすことが期待されている。 This paper analyzes the role and challenges of the concept of "materiality" in financial reporting and sustainability disclosures. The IFRS S1 for sustainability-related financial disclosures requires a similar assessment process as financial reporting, but inconsistencies in practice have been observed. Notably, there is no unified rule for sustainability disclosures, leading to varying materiality assessments among companies and resulting in a complex process. To address these challenges, more refined assessments processes are needed, and IFRS S1 along with Japan's draft sustainability disclosure standards are expected to play a crucial role.
Notes	友岡賛教授退任記念号 論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20241200-0167

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

財務報告とサステナビリティ情報開示における重要性（マテリアリティ）の役割と課題

The Role and Challenges of Materiality in Financial Reporting and Sustainability Disclosures

浅野 敬志 (Takashi Asano)

本稿では、財務報告とサステナビリティ情報開示における「重要性」の概念と判断プロセスを整理し、その役割と課題を分析している。日本の企業会計では、「重要性の原則」が主に会計処理や表示の簡略化に活用されているが、国際的な財務報告では、「重要性」がレリバンスの一側面として、重要な情報を判断する基準として機能している。また、IFRS S1 号は財務報告と同様の「重要性」の判断プロセスを求めているが、これまで適用されていなかったため、現状の実務では企業ごとに重要性評価が異なり、プロセスが複雑化している。この課題に対処するためには、より精緻な評価プロセスが必要であり、IFRS S1 号および日本のサステナビリティ開示基準（案）が今後、重要な役割を果たすことが期待されている。

This paper analyzes the role and challenges of the concept of "materiality" in financial reporting and sustainability disclosures. The IFRS S1 for sustainability-related financial disclosures requires a similar assessment process as financial reporting, but inconsistencies in practice have been observed. Notably, there is no unified rule for sustainability disclosures, leading to varying materiality assessments among companies and resulting in a complex process. To address these challenges, more refined assessments processes are needed, and IFRS S1 along with Japan's draft sustainability disclosure standards are expected to play a crucial role.

財務報告とサステナビリティ情報開示における 重要性（マテリアリティ）の役割と課題

浅 野 敬 志

<要 約>

本稿では、財務報告とサステナビリティ情報開示における「重要性」の概念と判断プロセスを整理し、その役割と課題を分析している。日本の企業会計では、「重要性の原則」が主に会計処理や表示の簡略化に活用されているが、国際的な財務報告では、「重要性」が「レリバンス」の一側面として、「重要性がある情報」を判断する基準として機能している。また、IFRS S1号は財務報告と同様の「重要性」の判断プロセスを求めているが、これまで適用されていなかったこともあり、現状の実務では企業ごとに「重要性」評価が異なり、プロセスが複雑化している。この問題に対処するためには、より精緻な評価プロセスが必要であり、IFRS S1号および日本のサステナビリティ開示基準（案）が今後、重要な役割を果たすことが期待されている。

<キーワード>

重要性の原則、重要性、レリバンス、財務マテリアリティ、インパクト・マテリアリティ、IFRS 概念フレームワーク、IFRS S1号、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）、米国サステナビリティ会計基準審議会（SASB）、グローバル・レポーティング・イニシアチブ（GRI）

1 はじめに

本論文の目的は、財務報告およびサステナビリティ情報開示における「重要性（マテリアリティ）」概念の役割と課題を明らかにすることにある。

財務報告における「重要性」は、既存および潜在的な投資家、融資者、その他の債権者（以下、投資家等）が意思決定を行う際に、必要不可欠な情報を特定するための重要な概念である。投資家等の共通する情報ニーズに応えるため、資産、負債、収益、費用の認識および測定に加え、財務諸表の表示や開示において、「重要性」の判断が行われている。

近年、企業活動の複雑化に伴い、企業の持続可能性が企業価値に与える影響が一層重要視され、

サステナビリティ要素が企業の長期的成功に不可欠なものと認識されるようになった。これにより、従来の財務報告に加えて、サステナビリティ情報開示の重要性が増している。サステナビリティ情報開示における「重要性（マテリアリティ）」もまた、企業がどのサステナビリティ要素を優先し、それが企業の価値創造やステークホルダーへの貢献にどのように影響するかを示す上で、重要な指針となっている。そのため、企業がどの視点からどのように「重要性」を評価したのかを開示する必要性が高まっている。

このように、財務報告における「重要性」とサステナビリティ情報開示における「重要性」は異なる領域でありながら、企業報告において重要な役割を果たすようになっている。本稿では、サステナビリティ情報開示における「重要性」が財務報告における「重要性」と同義であるかどうか、その「重要性」が実際にどのように活用されているのかを具体的に検討し、それぞれの役割とその課題について論じる。

2 企業会計原則における「重要性の原則」

わが国の企業会計において、「重要性」という用語を聞いてまず思い浮かぶのは、企業会計原則注解1に示されている「重要性の原則」であろう。この「重要性の原則」は、「正規の簿記の原則」や「明瞭性の原則」など、7つの原則から構成される企業会計原則の一般原則には含まれていない。しかし、実務では広く適用されており、一部の会計基準や実務指針にも「重要性」に関する記述が見られることから、重要な原則として広く認識されている¹⁾。それにもかかわらず、「重要性」の定義や判断基準を規範的に定めた会計基準等は、国内には存在しない。

「重要性の原則」は、企業会計原則注解1において、次のように記されている。

「企業会計は、定められた会計処理の方法に従って正確な計算を行うべきものであるが、企業会計が目的とするところは、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも、正規の簿記の原則に従った処理として認められる。重要性の原則は、財務諸表の表示に関しても適用される。重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。（以下省略）」

この注解1に記された「重要性の原則」は、実務上の便宜を考慮し、会計処理や表示において簡便な方法を認めるものであり、主な特徴として次の4点が挙げられる。

- ① 「正規の簿記の原則」および「明瞭性の原則」に対する制約と考えられる
- ② 「重要性」を何によって判断するのか（例えば、項目の性質もしくは大きさ、またはその両

1) 重要性に関する記述が見られる会計基準等には、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」、「リース取引に関する会計基準の適用指針」などがある。

方）が明記されていない

③ 「重要性」の判断プロセスが示されていない

④ 「重要性」が乏しい場合の会計処理や表示の簡略化に関する事例は紹介されているが、「重要性」がある場合の事例は紹介されていない

1 点目について、「重要性の原則」は、「企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない」とする「正規の簿記の原則」および「企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない」とする「明瞭性の原則」にかかわるものとされている（友岡 2023）。「重要性の原則」では、「重要性」の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理や表示によらず、簡便な方法によることも認めているため、同原則は「正規の簿記の原則」や「明瞭性の原則」に対する制約と考えられている（藤井 2021）。

2 点目に関して、企業会計原則注解 1 では何を基準に「重要性」を判断するのが明記されていない。しかし、一般的には、項目の性質もしくは金額の大小（またはその両方）に基づき判断²⁾すると考えられている（桜井 2024）。また、「重要性の原則」を実務で適用する際には、企業の判断だけでなく、監査人の判断を要することが一般的である³⁾。

4 点目について、「重要性の原則」の具体例として、企業会計原則注解では「重要性」が乏しい消耗品などを資産として計上せず、購入時に費用として処理することが認められている。また、経過勘定項目（前払費用、未収収益、未払費用、前受収益）を現金主義で処理することも可能とされている。さらに、「重要性」が乏しいと判断された項目については、長期の債権・債務のうち 1 年以内に期限が到来する部分を流動区分に振り替えず、固定区分で表示し続けることが認められている。これらはすべて、「重要性」が乏しい場合における会計処理や表示の簡略化に関する事例であり、「重要性」がある場合における事例は紹介されていない。

3 IFRS 概念フレームワークにおける「重要性」

「重要性」は、諸外国の会計処理や表示においても重視されている。例えば、国際財務報告基準（IFRS）を作成する国際会計基準審議会（IASB）が 2018 年に公表した『財務報告に関する概念フレームワーク』の改訂版（以下、2018 年概念フレームワーク改訂版）では、財務報告の基本目的や基礎的な定義、原理を体系化し、会計基準や解釈指針に一貫性をもたらすための枠組みを提供

2) 桜井（2024）は、ある項目が性質や金額の大小から見て「重要性」が乏しいと判断される場合に、事務上の経済性を優先させた簡便な方法を採用することが是認される、と述べている。

3) 例えば、ソフトウェアパッケージの開発・販売を行う株式会社プロシップは、「重要性」の判断において、企業の判断では決定できず、最終的には監査人の判断が必要になるとしている。彼らは次のように述べている。「重要性の決定は職業的専門家としての判断事項であるため、監査人の判断で行います。したがって、重要性の乏しいものについて簡便法を用いようとする場合には、「どうして投資家への経済的意思決定に影響が及ぼさないのか」を論理立てて説明し、監査人の理解を得る必要があります。」詳細については、https://www.proship.co.jp/ifrs_faq/importance-3/ を参照されたい。

する中で、「重要性」を次のように定義している。

「情報は、それを省略したり誤表示したりしたときに、特定の報告企業に関する財務報告に基づいて利用者が行う意思決定⁴⁾に影響を与える可能性がある場合には、重要性がある。言い換えれば、重要性はレリバンス⁵⁾の企業固有の一側面であり、個々の企業の財務報告書の文脈においてその情報が関連する項目の性質もしくは大きさ（またはその両方）に基づくものである。」

この「重要性」の定義には、次の4つの特徴がある。

- ① 「重要性」は、「レリバンス」の企業固有の一側面として考えられている
- ② 「重要性」は、項目の性質もしくは大きさ（またはその両方）によって判断することが明記されている
- ③ 「重要性」の判断プロセスが示されていない
- ④ 事例は提示されておらず、「重要性」がある場合を中心に記述されている

これらの特徴のうち、3点目のみが企業会計原則注解の「重要性の原則」と一致している。

1点目について、「レリバンス」とは、会計情報が利用者の意思決定に相違を生じさせる可能性があることを指す。IASB (2018) では、「重要性」は「レリバンス」のある情報を提供するために考慮すべき要件であり、「レリバンス」の一側面として捉えられている。これは、わが国において「重要性の原則」が「正規の簿記の原則」や「明瞭性の原則」に対する制約として作用するという考え方とは異なるものである。

この考え方がIFRSに定着するまでには、実際は相当の時間を要している。米国の財務会計基準審議会 (FASB) が1980年に公表した『財務会計概念ステートメント第2号』⁶⁾では、「重要性」は財務報告における制約 (constraint) として位置付けられ、「レリバンス」と「信頼性」に関わる広範な概念とされていた (FASB1980, p.7)。一方で、IASBの前身である国際会計基準委員会 (IASC) が1989年に公表した『財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク』では、「重要性」は「レリバンス」の一側面として議論されており、「信頼性」など他の質的特性との関連は示されていなかった (IASC1989, par.29)。

4) 多くの既存および潜在的な投資家、融資者およびその他の債権者は、報告主体に対して直接情報を提供するように要求することができないため、必要な財務情報の多くを一般目的財務報告書に依存せざるを得ない。したがって、彼らが一般目的財務報告書の主要な利用者とされている。

5) relevance の訳語としては、目的適合性、価値関連性、関連性などがある。いずれの訳語も特定の含意と結びついてしまう可能性があるため、本稿ではあえて原語のまま (レリバンス) とする。

6) 情報は有用であっても、その開示には「コスト・ベネフィット」と「重要性」の2つの制約があるとされている。情報を開示する価値は、情報開示のベネフィットがコストを上回る場合に認められる。また、有用な情報が持つすべての質的特性は「重要性」の閾値という制約を受ける。例えば、情報に誤りが含まれていても、それが情報の信頼性を損なったり、情報の有用性を著しく低下させたりしなければ、大きな問題にはならない。このように、「重要性」は情報開示におけるもう一つの重要な制約として位置付けられている (FASB1980, par.33)。

IASB と FASB が共同で作成し、2006年に公表したディスカッション・ペーパー『財務報告に関する改善された概念フレームワークについての予備的見解』および2008年に公表した公開草案『財務報告に関する改善された概念フレームワーク』では、「重要性」は有用な財務報告に必要な質的特性というよりも、財務報告における広範な制約（pervasive constraint）として提案された。これは、「重要性」を「レリバンス」および「信頼性」と関連付ける FASB の概念ステートメントの影響を受けたと考えられる。

しかし、2008年の公開草案に対するコメントの中に、①「重要性」は広範な概念であるものの、企業の財務報告に制約を課すものではないこと、②「重要性」は「レリバンス」の一側面であり、重要でない情報は利用者の意思決定に影響を与えないこと、③基準設定者は基準の開発時に「重要性」を考慮しないこと、を示す見解があった。

IASB と FASB はこれらの見解に同意し、2010年に公表した『財務報告に関する概念フレームワーク』において、「重要性」を「レリバンス」の一側面として位置付けることとした。また、2018年概念フレームワーク改訂版においても、「重要性」は2010年版の概念フレームワークで明確に記述されているとの認識を示した。そのため、IASB は2018年概念フレームワーク改訂版で「重要性」の定義を修正せず、一般目的財務報告の主要な利用者を明確化するという変更にとどめた。この変更は、「重要性」の判断が他のステークホルダーのニーズではなく、投資家等の情報ニーズを反映することを意図したものであった（IASB2018, BC2.19-20）。

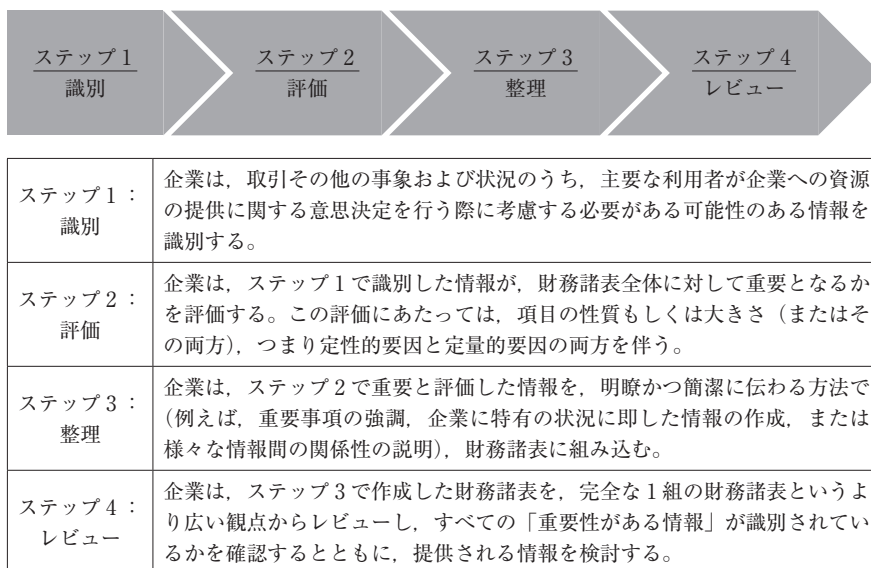
次に3点目について、一部の企業では、「重要性」の判断方法に確信を持てず、財務諸表に提供すべき情報を決定する際に「重要性」を考慮せず、IFRS 基準の開示要求を単なるチェックリストとして扱う傾向が見られた。このような実務上の課題により、一部の利害関係者は、財務諸表に「レリバンス」の低い情報が過剰に提供される一方で、「レリバンス」の高い情報が十分に提供されないことを不満に感じていた（大津 2017）。

これに対応して、IASB は概念フレームワークとは別に、2017年に実務記述書第2号『重要性の判断の行使』を公表し、企業が「重要性」を判断するためのプロセスを示した（図1参照）。このガイダンスは、単なるチェックリスト的な対応を避け、財務諸表の作成において真に「重要性がある情報」（material information）を提供することを目指したものである。企業がこのプロセスを実践することで、利害関係者にとってより有用な財務報告が可能となり、「レリバンス」の低い情報の過剰提供や「レリバンス」の高い情報の提供不足を回避できるようになることが期待されている。

4 IFRS S1号における「重要性」

続いて、サステナビリティ情報開示における「重要性」の概念を確認する。IFRS S1号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項』は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が2023年6月に公表した、最初のサステナビリティ開示基準である（阪 2024）。この基準は、グローバル資本市場において投資家等の意思決定に資する、国際的に比較可能で包括的

図1 財務報告における「重要性」の判断プロセス



なサステナビリティ関連財務開示のグローバル・ベースライン⁷⁾を提供するものである。また、各国がIFRS S1号を自国基準に取り入れる際、必要に応じて固有の要求事項を追加できる「ビルディングブロック・アプローチ」を採用している。

IFRS S1号が求めるのは、サステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する情報である。これらの情報は、資産および負債の定義やそれらの認識規準による制約を受けない点で、財務報告とは異なる。また、サステナビリティ関連財務情報の作成において、財務諸表の作成時に考慮する期間よりも長い期間にわたる財務的影響を考慮しなければならない場合が多い点も、財務報告とは異なる。さらに、サステナビリティ関連財務情報には、財務諸表に記載される情報とは異なる測定基準が用いられる場合がある点も、財務報告とは異なる（SSBJ2024, BC99）。

このように、サステナビリティ関連財務開示は財務報告とは性質が異なるものの、「重要性」は共通して考慮されている。例えば、IFRS S1号では「重要性」は次のように記されている。

「サステナビリティ関連財務開示の文脈において、情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりした場合に、一般目的財務報告書の主要な利用者が、財務諸表およびサステナビリティ関連財務開示を含む、特定の報告企業に関する情報を提供する当該報告書に基づいて行う意思決定に、当該情報が影響を与えると合理的に見込み得る場合には、重要性

7) サステナビリティ関連財務開示とは、短期、中期または長期にわたる企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセスまたは資本コストに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る、報告企業のサステナビリティ関連のリスクおよび機会についての情報（それらのリスクおよび機会に関連する企業のガバナンス、戦略およびリスク管理、並びに関連する指標および目標（targets）に関する情報を含む。）を提供する一般目的財務報告書の特定の一形式をいう（ISSB2023, p.26）。

がある。」(par.18)

「重要性は、レリバンスの企業固有の一側面であり、当該企業のサステナビリティ関連財務開示の文脈において、その情報が関連する項目の性質もしくは大きさ（またはその両方）に基づくものである。」(par.14)

「企業は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスクおよび機会に関して、重要性がある情報を開示しなければならない。」(par.17)

また、IFRS S1号の付録 B1 (Appendix B) において「重要性」の判断プロセスが示されている。

これらの内容から判断すると、IFRS S1号における「重要性」の特徴は次の4点にまとめられる。

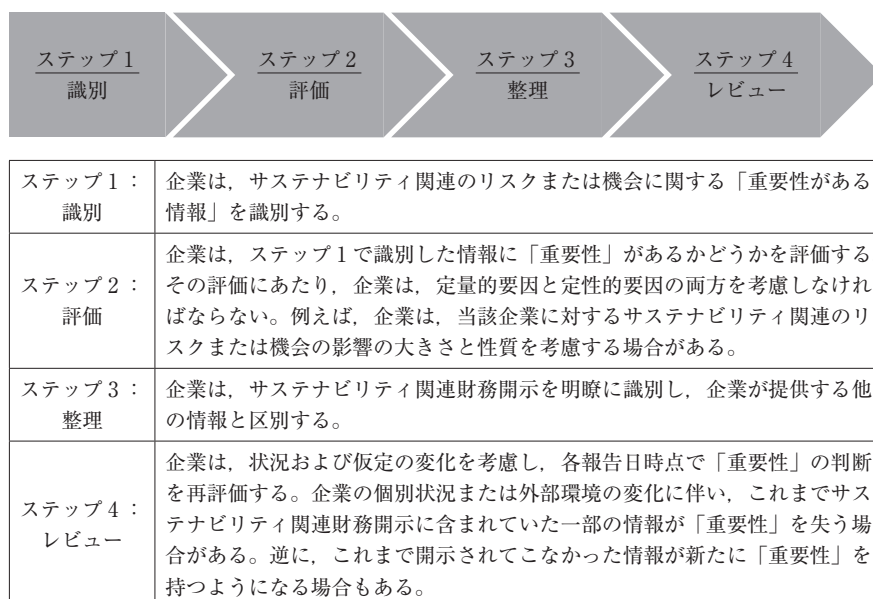
- ① 「重要性」は、「レリバンス」の企業固有の一側面と考えられている
- ② 「重要性」は、項目の性質もしくは大きさ（またはその両方）によって判断することが明記されている
- ③ 「重要性」の判断プロセスが示されている
- ④ 事例は提示されておらず、「重要性」がある場合を中心に記述されている

3点目の「重要性」の判断プロセスは、IFRS 実務記述書第2号『重要性の判断の行使』のように段階的に示されているわけではない。しかし、この判断プロセスをIFRS 実務記述書第2号に基づいて整理すると、図2のように4つのステップに分けることができる。

ここで注目すべきポイントは2点ある。1点目は、「重要性がある情報」の判断に際して考慮すべき事項が記されている点である。「重要性」はサステナビリティ関連財務開示における制約ではなく、むしろ「重要性がある情報」を識別・評価するための概念として位置付けられていることがわかる。2点目は、サステナビリティに関連するリスクまたは機会の影響の大きさ（定量的要因）と性質（定性的要因）の両方を考慮して、「重要性がある情報」を評価する必要がある点である。これは、主たる利用者として投資家等を想定し、投資家等が企業価値評価を行う際に、企業のキャッシュ・フローや資本コストに影響を及ぼすと見込まれるサステナビリティ関連のリスクと機会に関する情報の開示を求めていることに起因する。

このように、IFRS S1号における「重要性」の概念は、2018年概念フレームワーク改訂版およびIFRS 実務記述書第2号で示されている財務報告上の概念と整合している。これは、IFRS S1号が求める情報開示が、企業のサステナビリティに関連する重要なリスクと機会に関する情報を対象としており、これらの情報が中長期的な時間軸において財務情報へと変換されと考えられているためである。また、投資家等がサステナビリティ関連財務開示と財務報告のつながり(connectivity)を理解できるように考慮したことも理由の一つと考えられる。

図2 サステナビリティ関連財務開示における「重要性」の判断プロセス



5 「重要性がある情報」の特定プロセスの現状と課題

5.1 財務マテリアリティとインパクト・マテリアリティ

IFRS S1号は、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）、国際統合報告評議会（IIRC）、米国サステナビリティ会計基準審議会（SASB）、気候変動開示基準委員会（CDSB）といった機関の開示フレームワークを基に策定されている。この基準は、前述したように、投資家等に有用な情報を提供するため、企業のサステナビリティに関連する重要なリスクと機会に関する情報開示を求めており、いわゆる財務マテリアリティに基づいている。

財務マテリアリティは、前述の通り、主に投資家等を対象とし、環境や社会が企業の財務情報に与える重要な影響に関する情報を提供することを目的としている。一方、インパクト・マテリアリティは、投資家等を含む広範なステークホルダーを対象に、企業が環境や社会に与える重要なインパクトに関する情報を提供することを目的としたものであり、グローバル・レポーティング・イニシアチブ（GRI）に支持されている⁸⁾。欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）は、投資家等を含む広範なステークホルダーを利用者として想定し、企業が環境や社会に与える重要なイ

8) ESRS では、サステナビリティ報告書の利用者として、一般目的財務報告の主たる利用者である投資家等だけでなく、市民社会や非政府組織なども含まれる。このように、ESRS は IFRS S1 号に比べ、想定する利用者の範囲が広く、それが要求される情報の範囲の違いにもつながっている。詳細については、水口（2024）を参照されたい。

図3 日本企業による「重要性がある情報」の特定プロセス



ンパクトと、環境や社会が財務情報に与える重要な影響の両方に関する情報を提供することを目的としている。これは、財務マテリアリティとインパクト・マテリアリティの両方に基づく情報開示を求めている、いわゆるダブルマテリアリティに基づいている。

財務マテリアリティとインパクト・マテリアリティは、サステナビリティ情報開示において⁹⁾「重要性がある情報」を特定するという点で、「重要性」の概念と一致している。しかし、誰にどのような情報を提供するかといった要素を含むため、従来の「重要性」の枠を超えた概念といえる。

なお、「重要性」は情報が重要であるかどうかを判断するための概念であり、情報利用者を特定したり、提供する情報の具体的な内容を決定したりするための概念ではない。そのため、「マテリアリティ」という用語に「財務」または「インパクト」といった修飾語が付与されることで、情報利用者や提供情報の内容を特定され则认为するならば、サステナビリティ情報開示における「マテリアリティ」は財務報告における「重要性」と同義とみなすことができる。

5.2 「重要性がある情報」の特定プロセスの現状と課題

サステナビリティ情報開示において、日本企業が「重要性がある情報」を特定するプロセスは、図3のような流れをたどることが一般的である。¹⁰⁾「重要性がある情報」の特定は、企業がどのサステナビリティ課題を重視しているかを投資家等に理解させる上で重要である。さらに、限られた経営資源を効率的に活用して企業価値を向上させるため、企業にとっても不可欠なプロセスとなっている。

日本企業はサステナビリティ課題を抽出する際（ステップ1）、GRIスタンダードやSASBスタンダードなどの国際的な開示フレームワークやESG評価機関の評価項目など、複数の基準を参考¹¹⁾にしている。IFRS S1号はSASBスタンダード¹²⁾の採用を推奨し、GRIはGRIスタンダードの採用を求めている。ESG評価機関はそれぞれ独自の基準に基づき評価項目を設定しているが、その基準は評価機関ごとに異なるため、SASBやGRIのスタンダードと一致しない場合がある。なお、日本のサステナビリティ開示基準（案）を適用する予定の企業は、SASBスタンダードに基

9) サステナビリティ関連財務開示という用語は財務マテリアリティと関連している。ここではインパクト・マテリアリティやダブルマテリアリティも考慮するため、以下では「サステナビリティ情報開示」と記す。

10) 日本企業がこのような特定プロセスを採用している背景には、GRIガイドラインの強い影響があると考えられる。例えば、2013年に公表されたGRIガイドライン第4版では、「重要性」の原則を満たすために、重要項目の特定、優先順位付け、開示内容の真実性の確認、そして開示後のレビューという4つのステップが提案されている。

づいたサステナビリティ課題を検討する必要があるが、実際に SASB スタンダードを明示的に参考にしてしている企業はまだ少数にとどまっている。

次に、抽出した課題の「重要性」評価・優先順位付け（ステップ2）において、企業自身の視点を重視するのか、ステークホルダーや社会の視点を重視するのか、あるいはその両方を取り入れるのかは、企業によって異なる。企業の視点で評価した「重要性」は財務マテリアリティであり、IFRS S1号や日本のサステナビリティ開示基準（案）で採用されている。一方、ステークホルダーや社会の視点で評価した「重要性」はインパクト・マテリアリティであり、GRI が採用する考え方である。また、財務マテリアリティとインパクト・マテリアリティの両方を考慮した「重要性」はダブルマテリアリティであり、ESRS が採用する考え方である。

多くの日本企業はダブルマテリアリティの考え方にに基づき「重要性」を評価している¹³⁾。これは、現状において IFRS S1号や日本のサステナビリティ開示基準（案）が求める財務マテリアリティの考え方が必ずしも採用されていないことを示している。その理由として、日本企業がサステナビリティ情報開示において、投資家等だけでなく広範なステークホルダーを意識していることが挙げられる。また、2025年から一定の要件を満たす EU 現地子会社は ESRS に基づいたサステナビリティ情報開示が求められ、2028年からは EU 諸外国の親会社グループも対象となるため、日本企業においてもダブルマテリアリティに適用する必要性が生じていることが影響しているかもしれない。

ところで、IFRS S1号は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスクや機会の影響の大きさと性質を考慮して「重要性」を評価することを求めている。しかし、KPMG の調査によれば、重大なリスクや機会について説明する企業は増加しているものの、そのリスクや機会の影響の大きさを定量化して示している企業は少なく、定量化している場合でも TCFD 提言に基づく気候関連リスクに限定されることが多い。

また、サステナビリティ項目の多くは、会計項目のように金銭価値で統一されておらず、それ

11) TOPIX100構成銘柄のうち、2023年12月末時点で狭義の統合報告書を発行している85社を対象に調査した松苗（2024）によると、企業が採用するサステナビリティ課題の抽出方法は、GRI・SASB・ISO26000などの国際的なガイドラインが42社（49%）、SDGs が32社（37%）、ESG 評価機関の設問・レポートが25社（29%）、パーパス・ありたい姿・企業理念・ミッション・ビジョン・バリューが23社（27%）、ステークホルダー・有識者との対話・アンケートが21社（24%）、社内（重要員）ヒアリング・アンケートが12社（14%）、メガトレンド・グローバルリスクなどの外部環境情報が11社（12%）、戦略・事業課題が9社（10%）であった。

12) SASB スタンダードとは、業種ごとに企業の財務パフォーマンスに影響を与える可能性の高いサステナビリティ課題を特定したものである。SASB が2018年11月に11セクター 77業種向けの開示スタンダードを策定した。このスタンダードは、同業種内の企業間での情報比較を容易にし、かつ財務的に重要な情報開示を促すものであるため、投資家等の投資意思決定の一助となりうる開示フレームワークといえる。

13) 前述した松苗（2024）によると、企業が採用する「重要性」評価・優先順位付けの視点は、ステークホルダーにとっての「重要性」（関心ごと・影響・優先度・インパクト）と当社にとっての「重要性」（戦略上の重要性・ビジネス上の重要性・優先度・インパクト）の両方を考慮した企業が34社（40%）、社会にとっての影響度（重要度）と当社（事業・財務・企業価値）にとっての影響度（重要度）の両方を考慮した企業が11社（13%）、社会・ステークホルダーにとっての「重要性」と事業（当社）にとっての「重要性」（インパクト）の両方を考慮した企業が4社（5%）、その他が10社（12%）、記載なしが26社（30%）であった。

それぞれ異なる測定単位が用いられている。例えば、温室効果ガス排出量は kg-CO₂、女性管理職比率は%など、項目ごとに測定単位が異なる。さらに、これらの項目の大きさは業種の特性に大きく影響を受ける場合が多く見られる。その結果、サステナビリティ項目の「重要性」を評価する際には、金銭価値による絶対評価ではなく、相対評価が主流となる傾向がある。日本企業の多くは、幅広い社内外のステークホルダーに対するアンケートや個別インタビューを通じて、「重要性」評価を行っている。

このように、サステナビリティ情報開示における「重要性がある情報」の特定プロセスは、現時点では統一的なルールが存在しないため、企業は自社に最適なプラクティスを模索しながら対応している。その結果、このプロセスは複雑化し¹⁴⁾、企業ごとにサステナビリティ課題の抽出や抽出した課題の「重要性」評価が異なっている。これにより、情報利用者にとっては、真に重要な項目が適切に抽出・評価されているかが不透明となり、意思決定に活用する際の判断が難しくなるという問題が生じている。

こうした問題に対処するためには、サステナビリティ課題の抽出や「重要性」評価の精緻化を図ることが必要であり、その点で IFRS S1号やそれに基づいて作成される日本のサステナビリティ開示基準（案）は非常に重要な役割を担っている。IFRS S1号は2024年から適用が開始され、これにより企業のサステナビリティ情報開示に対する一貫性と透明性の向上が期待されている。この基準の導入により、企業はより統一されたフレームワークに基づいてサステナビリティ課題の抽出と「重要性」評価を行うことが求められ、情報利用者は企業間の比較をより容易に行えるようになる¹⁵⁾とともに、投資意思決定の信頼性が向上することが期待される。今後、IFRS S1号の適用が進むことで、サステナビリティ情報開示の質が全体的に向上し、企業と投資家等の双方にとって重要な指針となるだろう。

6 おわりに

本稿では、財務報告およびサステナビリティ情報開示における「重要性」の概念と判断プロセ

14) Mio et al. (2020) は、サステナビリティ情報開示が財務報告よりも複雑になる理由として、2つの要因を挙げている。第一に、サステナビリティ情報は金額を測定単位として採用できず、財務報告のような「重要性」評価が実施しにくい点である。第二に、財務報告が主に投資者等に情報を提供するのに対し、サステナビリティ情報開示はより広範なステークホルダーを対象とすることが多い点である。後者に関しては、例えば従業員の平均残業時間は、従業員が勤務先を決定する際に「重要性がある情報」と考えられるが、多くの投資家等にとっては、将来キャッシュフローや資本コストに明確な影響がない限り、投資意思決定に影響を与えると主張するのは難しい。このような点が、サステナビリティ情報開示を複雑にしていると考えられる（本川 2021）。

15) サステナビリティ開示基準が導入されても、一部の企業が ESG に配慮しているように見せかけ、都合の悪い情報を隠す可能性は否定できない。このような行動は ESG ウォッシュとして知られており、企業は実際よりも優れた ESG パフォーマンスを装って評判を操作する可能性がある（Ingram and Frazier, 1980）。先行研究によれば、このような ESG ウォッシュの存在がサステナビリティ情報開示と ESG パフォーマンスの関連性を弱めたり（Pinnuck et al. 2021）、サステナビリティ情報開示と投資意思決定の関連性にネガティブな影響を与えたりすることが確認されている（Griffin et al. 2017; Guiral et al. 2020; Khan et al. 2016）。

スを整理し、その役割と課題を検討した。主に明らかになった点は以下の5点である。

- ① 日本の企業会計において、「重要性の原則」は「正規の簿記の原則」や「明瞭性の原則」に対する制約として機能し、「重要性」が乏しい場合の会計処理や表示の簡略化に用いられている。
- ② 国際的な財務報告では、「重要性」は財務報告における制約ではなく、「レリバンс」の一側面として位置付けられ、「重要性がある情報」を識別し評価するための概念として活用されている。
- ③ IFRS S1号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項』では、「重要性」は国際的な財務報告の定義と整合性を保ちつつ、基本的に財務報告と同様のプロセスで判断されている。
- ④ サステナビリティ情報開示における「重要性がある情報」の特定プロセスは、これまで統一的なルールが存在しなかったため、企業ごとに課題の抽出や「重要性」評価が異なり、プロセスが複雑化している。
- ⑤ これらの課題に対処するためには、課題の抽出や「重要性」評価をより精緻化する必要がある。IFRS S1号および日本のサステナビリティ開示基準（案）が今後、重要な役割を果たすことが期待されている。

サステナビリティ情報開示に関する国際的な標準化が進む中で、企業が持続可能な経営を実現し、長期的な企業価値の向上を図るためには、また、投資家等が適切な投資意思決定を行うためにも、財務報告とサステナビリティ情報開示の両方で一貫した「重要性」の評価が不可欠である。本稿がこれらの課題解決に寄与し、今後の研究や実務に貢献することを期待している。

謝辞

本研究はJSPS 科研費20K02012および2024年度慶應義塾学事振興資金の助成を受けたものです。

参 考 文 献

- Financial Accounting Standards Board (FASB), *Statements of Financial Accounting Concepts, No.1, No.2, No.4, No.5, No.6*, FASB, 1980. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 (改訂新版)』中央経済社, 1994年)
- Griffin, P. A., D. H. Lont, and E. Y. Sun, "The Relevance to Investors of Greenhouse Gas Emission Disclosures," *Contemporary Accounting Research*, 34(2), 2017, pp.1265-1297.
- Guiral, A., D. Moon, H. T. Tan, and Y. Yu, "What Drives Investor Response to CSR Performance Reports?," *Contemporary Accounting Research*, 37(1), 2020, pp.101-130.
- Ingram, R. W. and K. B. Frazier, "Environmental Performance and Corporate Disclosure," *Journal of Accounting Research*, 18(2), 1980, pp.614-622.
- International Accounting Standards Board (IASB), *Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting (Discussion Paper)*, IASB, 2006.
- International Accounting Standards Board (IASB), *An Improved Conceptual Framework for Financial Reporting (Exposure Draft)*, 2008.
- International Accounting Standards Board (IASB), *Conceptual Framework for Financial Reporting*, 2010.
- International Accounting Standards Board (IASB), *Conceptual Framework for Financial Reporting*, 2018.

- International Accounting Standards Committee (IASC), *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, 1989.
- International Sustainability Standards Board (ISSB), *General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information (IFRS S1)*, 2023.
- Khan, M., G. Serafeim, and A. Yoon, "Corporate Sustainability: First Evidence on Materiality," *The Accounting Review*, 91 (6), 2016, pp.1697-1724.
- Mio, C., M. Fasan, and A. Costantini, "Materiality in Integrated and Sustainability Reporting: A Paradigm Shift?," *Business Strategy and the Environment*, 29 (1), 2020, pp.306-320.
- Pinnuck, M., A. Ranasinghe, N. Soderstrom, and J. Zhou, "Restatement of CSR Reports: Frequency, Magnitude, and Determinants," *Contemporary Accounting Research*, 38 (3), 2021, pp.2376-2416.
- 浅野敬志「「サステナビリティ開示制度の動向」と「インパクトファイナンスとサステナビリティ情報開示」に関するディスカッション」『国際会計研究学会年報』第54号, 2024年, pp.75-82
- 大津喬章「IFRS 実務記述書第2号「重要性の判断の行使」の概要」『季刊会計基準』第59号, 2017年, pp.89-95
- 阪智香「IFRS サステナビリティ開示基準 S1号及び S2号の概要」『国際会計研究学会年報』第54号, 2024年, pp.15-32
- 桜井久勝『財務会計講義 (第25版)』中央経済社, 2024年
- サステナビリティ基準委員会 (SSBJ)『(サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案) サステナビリティ開示基準の適用 (案)』, 2024年
- 友岡賛「保守主義の原則と重要性の原則: 会計学の基本問題 [V] (7)」『三田商学研究』第65巻第6号, 2023年, pp.1-11
- 藤井秀樹『入門財務会計 (第4版)』中央経済社, 2021年
- 松苗茂樹「マテリアリティの特定実務並びにダブルマテリアリティ及びシングルマテリアリティとの関連性」宝印刷 D&IR 研究所 ESG/ 統合報告研究室の調査, 2024年
- 水口剛「インパクトファイナンスとサステナビリティ情報開示: S 指標からの示唆」『国際会計研究学会年報』第54号, 2024年, pp.33-44
- 本川勝啓「非財務情報開示における「マテリアリティ」概念の現状と課題」『経済論叢 (京都大学)』第195巻第2号, 2021年, pp.133-145
- KPMG「企業報告の現状と未来を考える2024」サステナブルバリュースイートシリーズ企業報告セミナー, 2024年